

JCVスマート光テレビサービス利用規約（ケーブルアクトビラ）

第1条（総則）

上越ケーブルビジョン株式会社（以下、「当社」という）は、当社が別に定める「上越ケーブルビジョン JCVケーブルインターネット加入契約約款」（以下、「約款」という）に定める附帯サービスの一つとして株式会社アクトビラが提供する「ケーブルアクトビラ」へのアクセスサービス（以下、「本サービス」という）を提供します。

第2条（用語の定義）

本規約において使用する用語の意味は、約款で使用する用語に従うほか、次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本サービス	当社のネットワーク網および設備等を使用して、株式会社アクトビラが提供するアクトビラ・サービス（株式会社アクトビラが認定または推奨するインターネット通信機能を有する機器からアクセスすることができるインターネット上で、株式会社アクトビラが提供しているウェブサイトおよびサービス）へのアクセス。
CP事業者	アクトビラ・サービスを介して、コンテンツを配信・提供する事業者。なお、株式会社アクトビラがCP事業者になる場合と、株式会社アクトビラ以外の者がCP事業者になる場合があります。

第3条（規約の適用）

本規約は、本サービスに関し適用されるものとし、本サービス利用を希望する契約者（以下「契約者」という）は、本規約を遵守するものとします。

2. 当社は、本サービスの運営業務の一部を業務委託先に委託することが出来ます。
3. 当社は、契約者の承諾なく、本規約を変更することがあります。その場合には、本サービス提供条件は変更後の規約によるものとします。

第4条（本サービスの内容）

本サービスは当社で提供する「JCV 光テレビ」、「JCV 光インターネット」と株式会社アクトビラが提供する「ケーブルアクトビラ」サービスを合わせて提供するもので、当社専用画面を通じアクトビラ・サービスへアクセスするサービスとなります。

2. 本規約の規定が約款の規定と矛盾又は抵触する場合は、約款の規定が本規約の規定に優先して適用されるものとします。

3. 本サービスの対象地区は当社が指定するものとします。
4. 本サービスの利用にあたって契約者が設置するデジタル端末設備等は、原則的に契約者が用意をし、自らの責任で設置接続するものとします。当社にて契約者のデジタル端末設備等の設定等を行う場合は、当社が別に定める料金を適用します。

第5条（本サービスの期間）

本サービスの期間は、別表 1 に定める J C Vスマート光テレビサービス契約をしている期間とします。

2. 本サービスは、当社の都合により変更もしくは終了することがあります。

第6条（本サービスの提供条件）

本サービスの利用にあたっては、事前に別表 1 に定める J C Vスマート光テレビサービスの契約を締結していることが必要となります。なお、本サービスの申込みは、約款および本規約を承諾し、別に定める契約申込書に所要事項を記入捺印の上、当社に申し込むものとします。所要事項の記入は正確に事実を記入するものとし、理由の如何にかかわらず虚偽の記入をしてはならないものとします。なお、本サービスの利用にあたっては、事前に株式会社アクトビラの会員登録が必要となります。

2. 本サービスにおいて、申込み 1 件に対して登録できるデジタル端末設備（対応型 TV、対応型レコーダー等）は 1 台となります。
3. 本サービスにおいて、契約者は、第 4 条第 3 項に関わらず利用契約における住所変更の請求をすることはできないものとします。この場合、16 条第 1 項の定めにより利用契約を解除した上で新たに本サービスへ申込みいただきます。ただし、移転を伴わない住所変更については、この限りではありません。

第7条（パスワード）

アクトビラ・サービスの利用にあたって、契約者が株式会社アクトビラの会員登録時に設定した 4 桁のパスワードは、有料コンテンツの視聴申込み、視聴年齢制限付きコンテンツの制限の設定および登録内容の変更等に必要です。

2. 契約者は 4 桁のパスワードについて注意を持って管理および保管するものとし、パスワードの使用上の過誤、または第三者による不正使用等について、当社はその責任を一切負わないものとします。

第8条（視聴申込み）

アクトビラ・サービスの利用にあたって、契約者はコンテンツを視聴するときは、デジタル端末設備付属（対応型 TV、対応型レコーダー等）のリモコンを用い、テレビ画面上にて視聴申込みをしていただくものとします。なお、理由の如何を問わず、当該申込みを撤

回し又は取り消すことはできないものとします。

2. 契約者は、前項に基づくコンテンツの視聴を申し込んだ時刻から起算して規定の視聴期間が満了する時刻までに限り何度でも当該コンテンツを視聴できます。

3. 月額商品のコンテンツは、サービス開始以降、契約者が視聴終了の手続きをされない限り自動更新となります。視聴終了の手続きは、デジタル端末設備（対応型TV、対応型レコーダー等）付属のリモコンを用い、テレビ画面上にて行うものとします。

第9条（本サービスの料金）

本サービスの契約者は、別表2に定める料金表に従って利用料を支払うものとします。利用料は、サービス開始日の属する月の翌月から支払うものとします。

2. 当社は、本サービスの利用料を変更することがあります。

3. 支払方法その他については、約款に基づいて取り扱います。

第10条（有料コンテンツの視聴料）

本サービスを利用してアクトビラ・サービスの有料コンテンツの視聴申込みをしたときは、別表2に定める視聴料をそのコンテンツのサービス開始日から支払うものとします。

2. 契約者は、前項の有料コンテンツの視聴料を別途アクトビラ社へ支払うものとします。

3. 契約者は、契約者の責めによらない理由により、本サービスの利用ができない状態が発生した場合においても、前項の有料コンテンツの視聴料はCP事業者が定める規約により支払いを要します。

第11条（本サービスの停止および解除）

当社は、契約者が次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、契約者への事前通知または催告なしに、直ちに当該契約者に対し本サービスの提供停止、または本サービスの利用資格の解除をすることができるものとします。この場合において契約者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

(1) 当社への届け出内容に虚偽があったことが判明した場合

(2) 本サービスの提供を妨害した場合

(3) 本規約または約款のいずれかに違反した場合

(4) 本サービスの利用に関連して、当社、他の契約者または第三者に損害を与えたことが明らかな場合

(5) その他、当社が契約者として不適切と判断した場合

2. 契約者が、第4条に定めるJCVスマート光テレビサービスを解約および適用外のサービス、コース、プランへの変更をしたときは、なんら意思表示を行うことなく本サービスの利用契約は終了するものとします。

第12条（禁止行為）

契約者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- （1）CP事業者が配信・提供するコンテンツを記録媒体に記録する行為
- （2）CP事業者が配信・提供するコンテンツを複写もしくは複製し、または翻訳もしくは編集その他の変更を加える行為
- （3）CP事業者が配信・提供するコンテンツを私的使用の範囲を超えて第三者に視聴させる行為
- （4）第三者のパスワード等を使用して本サービスを利用する行為
- （5）不正な手段を用いて当社が本サービスを提供するために使用する設備に接続する行為
- （6）本サービスの提供に支障を来し、またはそのおそれがある行為
- （7）前各号に定めるほか、当社または第三者が所有する著作権、著作隣接権等の知的財産権その他の権利を侵害し、またはそのおそれがある行為
- （8）法令もしくは公序良俗に違反し、またはそのおそれがある行為
- （9）その他、当社が別途指定する行為

第13条（一時中断）

当社は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合、本サービスの全部または一部の提供を一時中断する場合があります。

- （1）当社が本サービスを提供するために使用する設備について、保守上または工事上やむを得ないとき
- （2）火災、停電、天災およびその他不可抗力により本サービスを提供できないとき
- （3）インターネット約款の規定に基づき、インターネット接続サービスの利用を中止または停止するとき
- （4）アクトビラ・サービスが中断されたとき
- （5）その他、当社が本サービスを提供することが困難であると判断したとき

2. 当社は前項の規定により本サービスの提供を一時中断する場合には、当社が適当と判断する方法で事前に契約者に通知するものとします。ただし、緊急の場合は、この限りではありません。

第14条（責任）

当社は、CP事業者が配信・提供するコンテンツの完全性、正確性、確実性および有用性等について、いかなる保証も行わないものとします。

2. 契約者が本サービスの利用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合、当社は一切の責任を負わないものとし、契約者は自己の責任と費用負担において、かかる第

三者に生じた損害または損失およびこれに関連するすべての問題を処理解決し、当社に何ら負担が生じることはないようにするものとします。

3. 契約者が本規約に違反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当社に損害を与えた場合、当社等は、当該契約者に対して損害賠償の請求を行うことができるものとします。

4. 契約者は、本サービス提供期間中、当社から貸与された機器を契約者自らの注意を持って管理し、それら機器の移動、取り外し、変更、分解または損壊はしないものとします。これに反した場合は契約者自身の負担により復旧するものとします。

第15条（責任の制限）

当社は、本サービスの内容を変更または終了することがあります。変更または、終了によっておこる損害の賠償には応じません。

2. 当社は、本サービスの中断、天災、事変その他当社の責に帰さない事由によるサービス提供の停止に対しての損害賠償には応じないものとします。

3. 当社は、本サービスの利用により発生した契約者と第三者間に生じた損害（CP事業者が配信・提供するコンテンツサービスにより生じた損害を含む）および、本サービスを利用できなかったことにより発生した契約者と第三者との間に生じた損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。

4. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、約款に従い、その契約者の損害を賠償します。

第16条（解約）

契約者は本サービスを解約しようとする場合、解約を希望する日の10日以上前に当社にその旨申し出るものとします。

2. 契約者は解約の場合、第4条（本サービスの内容）、第9条（本サービスの料金）および第10条（有料コンテンツの視聴料）の規定による利用料を含む全ての料金（解約月の月額利用料も含む）を当該解約の日の属する翌月末までに精算するものとします。

第17条（初期契約解除）

契約者は、本サービスのうち「光テレビ」、「光インターネット」サービスについて、「上越ケーブルビジョン放送加入契約約款」また、「上越ケーブルビジョン JCV ケーブルインターネット加入契約約款」に記載された初期契約解除制度にて加入契約の解除を行うことができます。ただし、アクトビラ社等 CP 事業者に直接支払う「ケーブルアクトビラサービス」の有料コンテンツの解除は各 CP 事業者が定める規約によるものとなります。

附則

(施行期日)

本規約は、平成26年8月1日より施行します。

この改訂規約は、平成27年1月1日より施行します。

この改訂規約は、平成28年5月21日より施行します。

(別表1)

契約コース	備考
JCVスマート光テレビ	
JCVスマート光テレビプラス20M	
JCVスマート光テレビプラス200M	
JCVスマート光テレビプラスギガ	

(別表2)

項目	金額		備考
月額 利用料	JCVスマート光テレビ	5,400円	ケーブルアクトビラ視聴の IDを1つ付与
	JCVスマート光テレビ プラス20M	6,000円	
	JCVスマート光テレビ プラス200M	6,400円	
	JCVスマート光テレビ プラスギガ	6,900円	
	追加ID	100円	追加視聴デジタル端末設備 1台につき
手数料 ※1	事務手数料	5,000円	1契約者回線当り
設定 費用	初回設定作業(会員登録含む)	5,000円	1端末当り
視聴料	コンテンツ毎に設定		別途株式会社アクトビラが定 める規約による

※1 新規でスマート光テレビご加入時及び他のサービスからスマート光テレビへの変更時、事務手数料が発生します。

他のサービスからスマート光テレビへの変更の際には第7条1項に規定する1年の最低利用期間の起点をスマート光テレビサービス開始時とします。

*すべての金額は消費税抜きの価格です。

実際の請求は税抜価格の合計から税率乗算して小数点以下端数を切り捨てて計算します。

以上